

納税協会 ニュース

6

June 2017 No.243

平成29年6月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)

納税協会ホームページURL
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>



MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

「財産評価基本通達の一部改正について」を公表

● 類似業種比準方式の計算方法を見直し **国税庁**

国税庁は「財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」を公表しました。平成29年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されるので、注意が必要です。

この中では、平成29年度税制改正に盛り込まれた、取引相場のない株式の評価における「類似業種比準方式」の見直しの内容が明らかにされています。その主なポイントは次のとおりです。

- 類似業種の株価に、課税時期以前2年間の平均株価を追加
- 類似業種の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額につき会計ベースの金額に変更し、連結決算を反映
- 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重を、「1：3：1」から「1：1：1」へ変更

これにより、利益水準の高い会社の株価は改正前と比較して下がる可能性があります。利益水準が低く純資産が大きい会社では株価が上がる可能性があります。また、評価会社の規模区分の金額等の基準も見直されています。

平成29年度分の特別徴収税額決定通知書からマイナンバーが記載されます

● 納税義務者用（従業員本人用）にはマイナンバーの記載なし **総務省**

特別徴収税額決定通知書は、毎年5月31日までに各市区町村から事業所宛に送付されますが、平成29年度分からマイナンバーが記載されます。ただし、マイナンバーが記載されるのは「特別徴収義務者用」（事業所用）だけであり、従業員本人に渡す「納税義務者用」には記載されません。

したがって、事業所側はマイナンバーの漏えい防止などの安全管理措置を講じる必要があります。また、まだマイナンバーを収集できていない従業員に対しては、引き続き収集するよう努力する必要があります。

万が一、特別徴収税額決定通知書が誤配達されてきた場合、次のように対応する必要があります。

- その郵便物を開封せずに、誤配達である旨を表示して郵便ポストに投函するか、誤配達を会社に通知する
- 開封してしまった場合は、これを修補した上で、その旨、氏名及び住所等を郵便局に通知する

法定相続情報証明制度が運用開始

● 相続手続を簡易化するねらい **法務省**

相続時の不動産登記を促進するため、「法定相続情報証明制度」が平成29年5月29日よりスタートしています。

相続財産に不動産がある場合、その登記を被相続人から相続人に変更（相続登記）する必要があります。この手続を行う場合、これまでは手続のたびに戸籍書類一式を揃えて提出する必要があり、手間がかかるため、相続登記がなされず放置されているケースが増加していました。

そこで、下記の手続により法務局から「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を取得すれば、戸籍書類一式ではなくこの書類を以て相続登記ができるようになります。これにより相続人の手間を簡略化し、相続登記を促進しようという目的です。

● 法定相続人又は代理人*

- ① 戸籍書類一式を収集
- ② 法定相続情報一覧図を作成
- ③ 申出書に上記①②の書類を添付して申出

* 弁護士、司法書士、税理士などが代理人になれます。

● 登記所

- ① 申出書類の確認、法定相続情報一覧図の保管
- ② 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付（無料）
戸籍書類一式の返却

被相続人の銀行預金の払戻し等の手続にも、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」は利用できる予定です。

民法（債権法部分）が約120年ぶりに抜本的に改正される見込み

● 消滅時効は原則5年に統一 **国会**

平成29年4月14日、衆議院本会議において民法改正案が賛成多数で可決されました。今後参議院での審議を経て、今国会での成立が見込まれています。今回の改正は債権に関する部分の改正であり、約120年ぶりの大改正と言われています。主な改正項目は次のとおりです。

	現在	改正案
消滅時効	業種によって様々	原則5年に統一
法定利率	年5%（固定金利）	年3%に引下げ（3年ごとに変動）
約款	—	消費者に一方的に不利な条項は無効
賃貸住宅の敷金	—	借主が経年劣化の修繕費を負担する義務なし
保証	—	第三者が個人保証する場合、公証人による意思確認が必要